

| 基本施策 | 基本事業 | 事業名 | 重点施策 | 横断的施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和4年度事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------|---------------|----------------|------|-------|---|-----------|---------------------|-------|
| 基本施策 1 6 住環境の確保 | (1) 住宅整備の支援 | 山口県複合単価表データ使用料 | | | 山口県が作成した建築工事複合単価表が有償となったため、使用料が必要となった。市から単価調査を行う2財団法人にデータ使用料を払い承諾を受けて、山口県から年4回、建築工事複合単価表の提供を受ける。 | R1以前～R9以降 | 121 | 建築住宅課 |
| | | 建築営繕積算システム利用料 | | | 公共建築工事の発注にあたっては、積算業務に膨大な労力と時間を要し、しかも業務が時期的に集中する課題がある。建築営繕積算システムは、山口県が作成する建築工事複合単価表を電子データでの対応できる唯一の積算ソフトであり、これを用いることで、検算作業の省力化、複数年度に跨る事業の単価更新作業の効率化を図ることができる。 | R1以前～R9以降 | 627 | 建築住宅課 |
| | | 石綿に関する講習受講事業 | | | 石綿障害予防規則等の改正により、解体工事(床面積の合計80㎡以上)、建築物・特定工作物の改修工事(請負金額100万円以上)等の工事は、令和4年4月から事前調査結果等を労働基準監督署に届出が必要になり、令和5年10月から事前調査ができるものを厚生労働大臣が「一般建築物石綿含有建材調査者」等として定めた。 「石綿作業主任者技能講習」については、事前調査だけでなく比較的飛散が少ないレベル3の石綿作業計画等についても改正されており、発注者としての知識取得が必須となっている。また、「一般建築物石綿含有建材調査者」の受講資格のひとつでもある。 | R4～R6 | 323 | 建築住宅課 |
| | | 住宅リフォーム資金助成制度 | | | リフォームを行う民間住宅の所有者に対し、山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金交付要綱に基づき助成金を支給する。助成金の額は工事費の10%、限度額7万円で、市内業者の施工によるものに限る。 | R1以前～R9以降 | 10,000 | 建築住宅課 |
| | | 住宅・建築物耐震化促進事業 | | | 住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強い、まちづくりを推進する。昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断及び耐震改修を実施する者に対して補助金を交付する事業。 | R1以前～R9以降 | 2,480 | 建築住宅課 |
| | (2) 市営住宅の適正管理 | 市営住宅経常修繕 | | | 市営住宅は老朽化した建物が多く、入居者からの修繕要望が多い。それに対し、内容を確認の上、必要に応じて業者に修繕を依頼し、小規模な修繕は直営で実施する。市営住宅の適切な管理と入居者の居住環境の改善を図る。 | R1以前～R9以降 | 22,332 | 建築住宅課 |
| | | 市営住宅消防設備点検(経常) | | | 市内の市営住宅に設置している消防設備について、消防法第17条の3の3に規定する法定点検を行う。 | R1以前～R9以降 | 2,547 | 建築住宅課 |
| | | 市営住宅給水設備保守管理 | | | 市営住宅の入居者に安全な水を供給するために、各給水設備の定期的な保守管理(点検、水質検査、清掃など)を行う。 | R1以前～R9以降 | 7,645 | 建築住宅課 |
| | | 市営住宅エレベーター保守管理 | | | 市住(萩原団地1号棟、神帆団地D棟、古開作第二団地H-1棟、同H-2棟)にある昇降機の安全性を維持するため、定期点検を業者委託(年間契約)において行う。 | R1以前～R9以降 | 4,062 | 建築住宅課 |
| | | 市営住宅空き家具撤去 | | | 身寄りのない単身の入居者が死亡した場合や無断退去等により家財が放置された住宅は住環境の悪化に繋がるため専門業者に委託し家財撤去を行う。また、公募を行った住宅において、新たな入居者が入居できるようハウスクリーニングを行う。 | R1以前～R9以降 | 1,474 | 建築住宅課 |
| | | 市営住宅用地借り上げ | | | 市内23団地のうち住宅用地が借地であるものが1団地、駐車場用地が借地であるものが1団地ある。借地料を予算措置する。早期の返還を目指す。(平成30年度中に住宅用地の一部返還あり) | R1以前～R9以降 | 346 | 建築住宅課 |
| | | 市営住宅浄化槽の空家補償 | | | 市内の市営住宅23団地のうち、浄化槽を使用している団地は6団地あるが、うち5つの団地において、空き家の戸数に応じて浄化槽維持費の補填を行っている。これは、団地内に空き家が増えて浄化槽維持管理費の支払い世帯が少なくなった場合に、入居世帯に負担のしわ寄せが来るのを避けるためである。(H29年度に神帆が浄化槽廃止。H31年度に大河内に空き家補償開始) | R1以前～R9以降 | 2,745 | 建築住宅課 |
| | | 市営住宅使用料滞納整理事業 | | | 催告書・警告書の発送による文書指導、訪問・電話等による面談指導、高齢者能力活用団体(シルバー人材センター)の徴収専門員の活用や、悪質な滞納者に対しては訴訟により市営住宅使用料等の納付を促し、公平性を確保する。 | R1以前～R9以降 | 4,679 | 建築住宅課 |

| 基本 施策 | 基本 事業 | 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和4年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|----------|----------|--------------------------|------|-----------|--|---------------|-------------------------|-------|
| | | 市営住宅草刈 | | | 市営住宅の空家敷地、団地法面等に繁茂する雑草の適正管理は、市住入居者又は地元自治会からの要望が強いが、対応できる職員数が限られる中、箇所数が多く面積も広いため後手後手になっている。また、場所によっては危険であったり機械を必要とするなど、地元や職員で対応できないところが多い。傾斜地での作業や予防的除草剤散布の技術を持つ専門業者への業務委託を増やし、職員が本来の事務作業に集中できる環境を整える必要がある。 | R1以前～ R9以降 | 400 | 建築住宅課 |
| | | 市営住宅樹木伐採・剪定 | | | 市営住宅敷地内の伐採や剪定は市住入居者又は地元自治会からの要望が強いが、危険であったり機械を必要とするなど、地元や職員で対応できないところが多い。高木の伐採等を緊急度の高い所から実施する。 | R1以前～ R9以降 | 500 | 建築住宅課 |
| | | 市営住宅消防設備点検 (臨時) | | | 消防設備点検(経常)によって不具合が発見された場合に、消火器の取替え等を行う。また、古開作第二団地の連結送水管の耐圧試験を3年に一度実施する。 | R1以前～ R9以降 | 1,177 | 建築住宅課 |
| | | 市営住宅内の住宅用火災 警報器の取替え | | | 平成18年の改正消防法の施行により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、山口県内では、既存住宅の設置義務は、平成23年6月1日から適用となった。平成20年度から3年間かけて、市内の各市営住宅に順次取り付けていったが、設置から10年を経過するものは、電池切れや機器の異常が生じやすくなり、消防局も住宅用火災警報器の交換を指導しているため、市営住宅にある3,431個の警報器の取替えを行う。 | R1以前～ R9以降 | 509 | 建築住宅課 |
| | | 市営住宅分電盤開閉器点 検 | | | 平成25年度に分電盤開閉器の故障により、電気製品の破損事故が発生し、発生した棟の全戸の点検を実施したところ事故発生以外でも故障が見つかった。経年劣化などによる緊急度の高い住宅から、業者に委託し順次点検を実施する。漏電に伴う火災発生および家電製品の破損事故発生の未然防止を図る。 | R1以前～ R9以降 | 72 | 建築住宅課 |
| | | 市営住宅検定満期水道 メーター等の取替工事 | | | 計量法で定められた水道メーターの定期的な取替えを実施し、市営住宅の住環境を向上させると共に、毎年度実施する維持管理の適正化を図る。 | R1以前～ R9以降 | 5,129 | 建築住宅課 |
| | | 市営住宅給水ポンプ取替 工事 | | | 経年劣化した給水ポンプ(本山団地2組、古開作団地1組、古開作第二団地1組、大河内団地2組、前場団地1組)を取替えることにより、安全で安心な飲料水を確保するもの。手順としては、仮設ポンプを設置したうえで、既設ポンプを更新する。 | R1以前～ R9以降 | 1,343 | 建築住宅課 |
| | | 住民情報システム帳票 アウトソーシング事業 | | | 通知書の印刷・封入作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票作業・封入封緘サービスの委託を行う。 | R2～ R9以降 | 197 | 建築住宅課 |
| | | 市営住宅昇降機修繕工事 | | | 市営住宅のすべての昇降機4基で修繕が必要である。古開作第二団地H-1棟とH-2棟は、枠やドア周りのサビで穴が開きつつある。神帆団地D棟と萩原団地1棟は、乗り場の敷居がサビで、停止故障する場合もあり、早急に敷居の交換が必要である。総額で11,387千円必要なので、4年間で平準化して修繕する。 | R4～ R4 | 1,496 | 建築住宅課 |
| | | 古開作第二団地防火戸改 修工事 | | | 建築基準法施行令第112条第9項により、古開作第二団地のH-1棟・H-2棟には防火戸が設置されている。同設備を点検したところ、H-2棟の1階、2階、5階の防火戸については、正常に閉まらないことが判明した。2階の防火戸は、手で閉まらない状態であり、5階は感知器が作動しても自動で閉まらない状態である。ついては、火災時に延焼防止の機能を正常に果たせるよう、所要の改修を行う。 | R4～ R4 | 7,933 | 建築住宅課 |
| | | 市営住宅解体工事(単独) | | | 山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した市営住宅を計画的に解体していく。防犯上及び安全上危険な空き家をなくし市営住宅団地内外の居住環境を改善するとともに、将来的に負担を先送りすることなく、計画的に市営住宅ストックを管理していく。 | R1以前～ R9以降 | 36,014 | 建築住宅課 |

| 基本施策 | 基本事業 | 事業名 | 重点施策 | 横断的施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和4年度事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|--------------------|----------------|----------------------|------|-----------|---|-----------|---------------------|-------|
| | | 市営住宅屋上防水改修工事 | | | 本事業は国の補助事業で、市営住宅の長寿命化工事を行うものである。古開作第二団地B棟はアスファルトシングルという屋根材であるが、昨年の台風でB棟の屋根材が多数はがれる被害が出て、一部の部屋では雨漏りをしているため、屋根のリニューアルの工事を行う。 | R1以前～R9以降 | 14,806 | 建築住宅課 |
| | | 市営住宅外壁改修工事 | | | 本事業は国の補助事業で、市営住宅の長寿命化工事を行うものである。長寿命化計画策定時の現況劣化調査において、古開作第二団地J棟とI棟は外壁がいたるところ爆裂しており、要精査と診断されたため、外壁工事を行うものである。 | R2～R9以降 | 32,428 | 建築住宅課 |
| | | 漁民アパート入居者移転促進 | | | 本団地は農林水産課で契約している借地上に立地しており、同地内には地主の建設同意を得ていない民家も建っている。H30年度中の更地返還を地主に約束していたため、本課が精力的に交渉を進めた結果、現住は22戸中8戸となったが、残る入居者は離れた場所で生活を再設計することは困難とし移転に応じる考えのない人がほとんどである。今後は農林水産課と歩調を合わせながら、穏やかに入居者の移転を求めていく。 | R1以前～R9以降 | 574 | 建築住宅課 |
| 基本施策17 公園・緑地の整備・保全 | (1) 都市公園の整備と管理 | 公園管理運営事業 | | | 江汐公園をはじめとした大小67箇所の都市公園等について、指定管理者制度の導入や管理委託契約を締結し、清掃、草刈、剪定、消毒、修繕等の維持管理及び施設の受付等運営業務を行う。 | R1以前～R9以降 | 133,246 | 都市計画課 |
| | | 公園施設維持補修事業 | | | 江汐公園をはじめとした大小67箇所の都市公園等において老朽化した施設について、利用者の安全確保のため、適宜、修繕等を行う。 | R1以前～R9以降 | 7,850 | 都市計画課 |
| | | 公園内老朽化施設等撤去事業 | | | 経年劣化等により、使用を禁止している公園内の老朽化した施設について、長年放置することは公園管理上好ましくなく、また、景観も損ねているため、順次撤去していく。 | R2～R9以降 | 1,100 | 都市計画課 |
| | | 江汐公園施設整備基金事業 | | | 将来的に必要となる、大規模な修繕や改修費用を積み立てることにより、当該年度の負担を軽減する。 | R1以前～R9以降 | 10,000 | 都市計画課 |
| | | 大規模公園環境美化事業 | | | 竜王山公園、若山公園、江汐公園、物見山公園のソメイヨシノは、近年、テング巣病に感染した桜が目立つようになっている。よって、テング巣病感染部の枝を切除するとともに、テング巣病が重症化したソメイヨシノについては、伐採し、テング巣病に強い品種の桜(エドヒガン等)に更新する。 | R1以前～R9以降 | 2,934 | 都市計画課 |
| | | 遊具定期点検事業 | | | 平成30年4月1日より、都市公園の管理は政令で定める「都市公園の維持および修繕に関する技術的基準」に適合するよう行うことが義務付けられたため、専門技術者による点検を行う。 | R1以前～R9以降 | 1,636 | 都市計画課 |
| | | 本山岬公園(くぐり岩)整備事業 | | | くぐり岩で注目を集めている本山岬公園について、今後増加していくことが見込まれる観光客に対応するため、トイレの更新、市道の拡幅、大型バスが駐車可能な駐車場の整備等を計画的に行う予定である。 | R2～R5 | 10,500 | 都市計画課 |
| | | リース車更新事業 | | | 現在のリース車は平成16年式で15万キロ以上走行しており、老朽化している。公園や街路樹の維持管理及び市民からの苦情に迅速に対応できるようにリース車の更新を行う。 | R4～R9以降 | 413 | 都市計画課 |
| | | テニスコート改修事業 | | スマイルエイジング | 都市公園内にあるテニスコート3箇所(江汐公園、浜河内緑地、須恵健康公園)について、不陸、ラインの破損が発生しているため改修を行う。 | R1以前～R9以降 | 21,610 | 都市計画課 |
| | | 管理施設改修事業 | | | 都市公園内にあるトイレなどの管理施設について、長寿命化を図るための改修等を行う。 | R4～R9以降 | 1,200 | 都市計画課 |
| | | 園路改修事業 | | スマイルエイジング | 経年劣化等により都市公園内の園路や駐車場等に段差等が生じているため、公園利用者の安全を確保するため舗装等の改修を行う。 | R4～R5 | 7,436 | 都市計画課 |
| | | 竜王山公園オートキャンプ場施設等更新事業 | | | 竜王山公園オートキャンプ場の各施設については、設置から20年以上経過し、老朽化も進み修繕対応も限界がきている。キャンプ場利用者の利便性確保のため、計画的に改修を行っていく。 | R4～R9以降 | 2,490 | 都市計画課 |

| 基本施策 | 基本事業 | 事業名 | 重点施策 | 横断的施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和4年度事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-----------------------|-------------------|------------------|------|-----------|---|-----------|---------------------|-------|
| | | スマイルエイジングパーク事業 | | スマイルエイジング | 健康寿命の延伸を目指す、スマイルエイジング事業の一環として、市内4か所の都市公園等で、ウォーキングコースの園路改修や健康遊具の設置をすすめ、市民の運動習慣のきっかけづくりのための環境整備を行う。 | R2～R8 | 9,500 | 都市計画課 |
| | (2) 緑化の推進と保全 | 支障樹木剪定伐採事業 | | | 都市公園や市有地内にある樹木が生長し、隣接地(民家)に支障となることを防ぐため、適宜剪定、伐採を行う。 | R1以前～R9以降 | 2,302 | 都市計画課 |
| | | 枯損木処理事業 | | | 枯損木は倒壊などの危険性もあるため、公園の安全を確保することを目的に、適宜、伐採を行う。 | R1以前～R9以降 | 400 | 都市計画課 |
| | | 糸根公園松くい虫防除事業 | | | 市指定文化財となっている糸根公園の松について、適切なサイクルで薬剤の樹幹注入を行い、松枯れを防止する。 | R1以前～R9以降 | 360 | 都市計画課 |
| | | 街路樹剪定事業(毎年実施路線) | | | 道路の通行及び沿線住民の生活に支障のないよう、枝葉の伸びが早い街路樹(高木、低木、交通障害)を毎年剪定する。 | R1以前～R9以降 | 10,381 | 都市計画課 |
| | | 街路樹剪定事業(数年毎実施路線) | | | 道路の通行及び沿線住民の生活に支障のないよう、おおむね3年ごとに、街路樹(高木)の剪定をする。 | R1以前～R9以降 | 1,939 | 都市計画課 |
| | | 街路樹剪定事業(低木・交通障害) | | | 街路樹のうち、低木または交通障害となっているものについて剪定を行う。 | R1以前～R9以降 | 1,868 | 都市計画課 |
| | | 緑地帯維持事業 | | | 市道厚狭駅南5号線(桜川通線)の緑地帯について、環境整備を委託する。 | R1以前～R9以降 | 387 | 都市計画課 |
| | | 街路樹管理事業 | | | 生長が著しい樹木は、根なども大きく、街路樹帯を隆起させるなどして、交通の障害となっている。剪定期間に合わせ樹木の生長を抑制する薬剤を注入するとともに、破損している街路樹帯の補修を行う。 | R1以前～R9以降 | 1,541 | 都市計画課 |
| | | 都市緑化推進事業 | | | 山陽小野田市緑化推進協議会の活動である都市緑化祭や希望の森植樹祭などの開催支援を行う。 | R1以前～R9以降 | 340 | 都市計画課 |
| 基本施策18 水道の安定供給と下水道の充実 | (1) 安全で安心な水の供給 | 飲用井戸等設置補助事業 | | | 水道事業及び簡易水道事業による給水区域以外のいわゆる未給水区域の市民においては、飲用水等確保のために各戸の負担によって井戸施設整備を余儀なくされている状況である。こうした状況下にある市民が、飲用水等のより安定的な確保を図るために飲用井戸等の整備に要した経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものである。 | R1以前～R9以降 | 400 | 環境課 |
| | | 高天原浄水場施設整備事業 | | | 高天原浄水場の老朽施設を更新、整備する。 | R1以前～R9以降 | 17,600 | 水道局 |
| | | 厚東水源地施設整備事業 | | | 厚東水源地の老朽施設を更新、整備する。 | R1以前～R9以降 | 22,000 | 水道局 |
| | (2) 災害に強い強靱な水道の構築 | 基幹管路施設整備事業 | | | 老朽化した基幹管路(送水・配水本管)施設の更新 | R1以前～R9以降 | 129,718 | 水道局 |
| | | 配水施設整備事業 | | | 老朽化した配水施設の更新 | R1以前～R9以降 | 469,497 | 水道局 |
| | (3) 水道事業運営の持続 | 市民サービス向上事業 | | | 災害時の備蓄用及び水道使用者に水道の役割についてより一層の理解を得るため、水道展等で森響水を活用する。 | R1以前～R9以降 | 1,200 | 水道局 |
| | | 水資源環境保全事業 | | | 水源水質の保全を目的に取得している水源涵養林の整備・活用を図る。 | R1以前～R9以降 | 230 | 水道局 |

| 基本施策 | 基本事業 | 事業名 | 重点施策 | 横断的施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和4年度事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|----------------|---------------|----------------------|--|---------------|--|---------------|---------------------|------|
| | (4) 下水道の整備と管理 | 下水道管渠整備事業 | | | 平成25年度に国土交通省により、今後10年程度を目途に汚水処理の概成を目指した各種汚水処理施設の整備計画の策定と実施が提案された。本市においても計画的に汚水管渠整備を推進し、普及率の向上に努める。 | R1以前～ R9以降 | 352,000 | 下水道課 |
| | | 下水道管渠長寿命化事業 | | | ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した管路施設(管渠、マンホールポンプ、マンホール、マンホール蓋等)の計画的な改築・更新を行う。 | R1以前～ R9以降 | 20,500 | 下水道課 |
| | | 小野田西地区農集公共下水道接続事業 | | | 平成28年度に実施した汚水処理施設整備構想の見直しの結果、小野田西地区農業集落排水施設の維持更新費用と公共下水道へ統合する場合の長期的な経済比較を行った結果、統合した方が有利と判定された。令和2年度に接続工事が完了し、令和3年4月1日から公共下水道として供用開始。小野田西地区農業集落排水施設の廃止に伴い、処理場内の機器類の撤去や処理槽の埋め戻し等を年次的に行う。 | R1以前～ R5 | 495 | 下水道課 |
| | | 処理場・ポンプ場長寿命化事業 | | | 小野田水処理センターは、昭和56年供用開始、山陽水処理センターは、平成元年供用開始、下水道ポンプ場(小野田処理区)は平成8年供用開始、下水道ポンプ場(厚狭処理区)は平成6年供用開始、どの施設も経年劣化による機能低下が顕著になっている。これらの機能を回復させるため施設の長寿命化・改築・更新・及び未整備施設の整備を行う。 | R1以前～ R9以降 | 399,500 | 下水道課 |
| | | 下水道管渠維持管理事業 | | | 管渠の詰まりを解消するための清掃や汚泥引抜き、管渠の老朽化等による破損の補修、路面陥没の復旧、管渠の点検を行う。 | R1以前～ R9以降 | 31,591 | 下水道課 |
| | | 不明水対策事業 | | | 平成30年の豪雨により、山陽地区の一部の地域において汚水量が急激に増加し、市民の生活環境を確保することが一時的に困難となった。汚水以外の不明水流入を防止する対策を実施するにあたり、山陽地区の流量調査を実施し山陽水処理センターの安定的な運転及び市民生活環境の改善を目指す。 | R1以前～ R5 | 7,920 | 下水道課 |
| | | 下水道事業管理運営事業 | | | 令和元年度から公営企業会計へ移行したことから、企業会計のメリットを生かした安定的かつ持続可能な下水道経営を目指していく。 また、人口減少等に伴う使用料の減少や資産老朽化による更新費用の増大等の課題に対応するため、水道局と連携した使用料収納率の維持・向上や水洗化率向上に向けた取組等を行い、収入の維持・確保に努める。 | R1以前～ R9以降 | 25,440 | 下水道課 |
| | | 上下水道使用料徴収システム機器更新事業 | | | 下水道使用料の徴収は水道料金と合わせて水道局で実施している。使用料の賦課・徴収に必要な上下水道料金システムの機器更新について、水道局と協議の上、負担割合に基づいた負担金を支出する。 令和4年度は、山陽小野田市と宇部市水道局の広域化が予定されており、料金システム統合に必要な経費を負担する。 | R1以前～ R9以降 | 426 | 下水道課 |
| | | 住民情報システム帳票アウトソーシング事業 | | | 通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。 | R2～ R9以降 | 30 | 下水道課 |
| | | 処理場維持管理事業 | | | 市内の生活排水等について、適切な汚水処理を継続して実施するため、下水道施設(小野田・山陽水処理センター)の維持管理を行う。近年は、施設の老朽化が著しく、機能が損なわれたものについて、適宜、修繕を行い施設としての機能を維持し流下下水の停滞を防ぐとともに、公共用水域の汚濁防止のため適正な汚水処理を行う。 | R1以前～ R9以降 | 297,270 | 下水道課 |
| 汚水中継ポンプ場維持管理事業 | | | 市内の生活排水等について、適切な汚水処理を継続して実施するため、下水道施設(高干帆汚水中継ポンプ場、竜王汚水中継ポンプ場、厚狭汚水中継ポンプ場)の維持管理を行う。近年は、施設の老朽化が著しく、機能が損なわれたものについて、適宜、修繕を行い施設としての機能を維持し流下下水の停滞を防ぐとともに、公共用水域の汚濁防止のため適正な汚水処理を行う。 | R1以前～ R9以降 | 20,406 | 下水道課 | | |

| 基本施策 | 基本事業 | 事業名 | 重点施策 | 横断的施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和4年度事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|------------------|------------|-------------------|------|-------|--|-----------|---------------------|------|
| | | 農業集落排水維持管理事業 | | | 企業会計のメリットを生かした安定的かつ持続可能な下水道(農業集落排水)経営を目指す。また、農業集落排水施設の機能を維持するため、適正な維持管理を行う。 | R1以前～R9以降 | 6,075 | 下水道課 |
| | | 農業集落排水施設機能強化事業 | | | 福田地区及び仁保の上地区農業集落排水処理施設は、建設から20年以上経過し、設備が老朽化しているため、施設の長寿命化及び維持管理の低減を目的にストックマネジメントの手法を用いた農業集落排水施設の維持管理・更新を実施する。 | R2～R6 | 2,100 | 下水道課 |
| | (5) 浄化槽の整備 | 浄化槽整備推進事業 | | | 公共下水道認可区域外及び農業集落排水整備区域外にある住宅に浄化槽を設置する人に対して補助金を交付する。汚水処理を早期に実現するには、浄化槽の設置は有効な手段であり、助成制度は今後も継続する必要がある。浄化槽の設置基数についても、地域計画に基づく基数の確保が必要である。 | R1以前～R9以降 | 25,594 | 下水道課 |
| | | 浄化槽整備推進事業(上乘せ分) | | | R8年度までに汚水処理の概成を求められている中、R3年度に実施する汚水処理施設整備構想及び下水道全体計画の見直しに伴い、公共下水道で整備する区域が縮小される見通しである。今後は、合併浄化槽の設置により汚水処理整備を進めていくこととなるため、従来の補助金に上乘せを行うことで汚水処理人口普及率の向上を図る。 | R5～R9以降 | ゼロ予算 | 下水道課 |
| 基本施策19 道路・交通網の充実 | (1) 道路網の整備 | 市道新生町1号線道路改良事業 | | | 当路線は、幅員2m程度の生活道路で車の離合ができないなど日常生活に支障をきたしているため、道路を拡幅する。 延長L=567m 幅員W=6.0m | R1以前～R5 | 20,000 | 土木課 |
| | | 市道浜崎1号線他道路改良事業 | | | 当路線は、国道190号と埴生市街地を結ぶ重要な路線であり、前場川の拡幅に併せて道路を拡幅し歩道を設置する。 延長L=170m 幅員W=10.0m 片側歩道 関連路線:市道浜崎1号線、市道前場川左岸線、市道栗坪下市線 | R1以前～R5 | 13,504 | 土木課 |
| | | 橋梁長寿命化点検事業 | | | 市が管理する道路橋について、道路法施行規則に基づき健全性を診断するため、平成26年から5年周期での定期的な点検を行う。 | R1以前～R9以降 | 23,000 | 土木課 |
| | | 橋梁補修事業 | | | 山陽小野田市橋梁長寿命化修繕計画に基づき重要インフラである市道橋を適切に補修し、延命を図ることにより、橋梁のインシヤルコストやランニングコストを軽減する。 | R1以前～R9以降 | 47,000 | 土木課 |
| | | 市道管理事務事業 | | | 国道や県道などの幹線道路を補完する市道を適正に維持管理することにより、市民生活の利便性や安全性を向上させる。道路/パトロールや道路占用事務、境界確認を行う。 | R1以前～R9以降 | 12,352 | 土木課 |
| | | 道路台帳整備事業 | | | 道路法で作成が義務づけられている道路台帳について、毎年適切に更新する。 | R1以前～R9以降 | 20,871 | 土木課 |
| | | 道路環境整備事業 | | | 市道を適正に維持管理することにより、市民生活の利便性、交通の安全性を向上させるため除草等を行う。 | R1以前～R9以降 | 18,762 | 土木課 |
| | | 公用車賃借契約事業 | | | 道路/パトロールを行い、市道を適正に維持管理することにより、市民生活の利便性や安全性を向上させる。令和4年度は軽トラック1台の更新を行う。 | R1以前～R4 | 194 | 土木課 |
| | | 道路施設等点検事業 | | | 道路施設の劣化、変状が起因となる事故は、人命に関わる重大事故につながる危険性があるため、施設の健全性を診断する。 | R4～R9以降 | 10,000 | 土木課 |
| | | 道路橋りょう維持補修事業(修繕料) | | | 市道の舗装や側溝を補修して、道路の安全を図る。 | R1以前～R9以降 | 37,425 | 土木課 |
| | | 道路橋りょう維持補修事業(工事費) | | | 老朽化した舗装改修や側溝改修を緊急性の高い箇所から計画的に整備する。 | R1以前～R9以降 | 9,767 | 土木課 |
| | | 小規模土木事業 | | | 生活に密接する公共性の高い道路等を整備する自治会に助成金を交付する。 事業費限度額:200万円 補助率:70% | R1以前～R9以降 | 26,736 | 土木課 |

| 基本 施策 | 基本 事業 | 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和4年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|----------|---------------------|-----------------|------|-----------|--|---------------|-------------------------|-------|
| | | 都市計画道路整備県事業負担金 | | | 都市計画道路新開作二軒屋線について、事業費にかかる市負担金を山口県に支払う。 | R1以前～ R9以降 | 15,000 | 都市計画課 |
| | (2) 持続可能な地域公共交通網の形成 | JR美祢線利用促進事業 | | | JR美祢線の利用促進を図るため、本市と長門市、美祢市で協同してJR美祢線利用促進協議会を設置し、企画列車の運行や旅行商品の創設、利用助成事業などを行う。 | R1以前～ R9以降 | 1,300 | 商工労働課 |
| | | JR小野田線利用促進事業 | | | JR小野田線の利用促進を図るため、本市の市民団体や学校関係者からなるJR小野田線利用促進協議会を設置し、利用者目線で利用促進に向けた協議を行うほか、利用補助制度や啓発活動等を実施する。 | R1以前～ R9以降 | 300 | 商工労働課 |
| | | 駅舎バリアフリー化整備事業 | | | 国のバリアフリー法に基づきJR西日本が実施するJR厚狭駅のバリアフリー化整備事業(エレベーター設置等)に対して、国と協調して補助金を交付し、バリアフリー化の推進を行う。 | R2～ R9以降 | 101,813 | 商工労働課 |
| | | 地方バス路線維持対策事業 | | | バス事業者3社に対して補助金を交付し、市民の日常生活に必要なバス路線を維持する。 | R1以前～ R9以降 | 137,038 | 商工労働課 |
| | | 地域公共交通会議開催事業 | | | 地域公共交通会議を開催し、「地域公共交通網形成計画」に基づく本市の公共交通ネットワークの再構築に取り組む。R4年度は、主に「地域公共交通計画」の策定に向けた協議を行う。 | R1以前～ R9以降 | 102 | 商工労働課 |
| | | 共通時刻表作成事業 | | | 市内公共交通の利便性向上を図るため、市内を走る路線バスの運行主体である宇部市交通局、船木鉄道、サンデン交通と連携し、宇部市・山陽小野田市共通バス時刻表を作成する。 | R1以前～ R9以降 | 250 | 商工労働課 |
| | | バス停更新事業 | | | 路線バスの利用促進を図ることを目的とし、老朽化したバス停を更新する。市が主体となって運行するコミュニティ路線のバス停を対象とする。 | R1以前～ R9以降 | 200 | 商工労働課 |
| | | 厚狭北部デマンド型交通運営事業 | | | 地域の生活交通手段の確保のため、厚狭北部地域の37自治会の住民を対象に、H27年1月から導入したデマンド型交通(乗合予約車両)の運営を行う。 | R1以前～ R9以降 | 7,000 | 商工労働課 |
| | | コミュニティバス更新事業 | | | 市が運行しているコミュニティバスについて、老朽化した車両の更新を行う。 | R1以前～ R9以降 | 1,000 | 商工労働課 |
| | | JR小野田線活性化事業 | | | 「JR小野田線利用促進協議会」における、利用者目線でのJR小野田線の活用に加え、より利用し易くする仕組みづくりや、小野田線の運行区間である宇部市との連携事業の実施など、行政と交通事業者という立場から取り組める施策を通じ、JR小野田線の活性化を図る。 | R1以前～ R9以降 | 900 | 商工労働課 |
| | | 地域公共交通計画策定事業 | | | 地域の移動手段を確保するために、地域公共交通会議が行政、交通事業者、住民、関係団体など地域の関係者と協議しながら交通のマスタープランである地域公共交通計画を策定する。 | R4～ R9以降 | 10,068 | 商工労働課 |

| 基本施策 | 基本事業 | 事業名 | 重点施策 | 横断的施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和4年度事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|-------------------|----------------|----------------|------|-------|---|-----------|---------------------|-------|
| | (3) 駐車場・駐輪場の整備 | 厚狭駅南口駐車場管理運営事業 | | | 平成11年の新幹線厚狭駅の開業に併せて開設した厚狭駅南口駐車場について、適正な維持管理を行う。 | R1以前～R9以降 | 9,392 | 都市計画課 |
| | | 駅前広場管理運営事業 | | | 小野田駅、厚狭駅の駅前広場について、草刈、花壇管理、施設補修などを行い、適切な維持管理を行う。 | R1以前～R9以降 | 1,711 | 都市計画課 |
| | (4) 広域交通網の整備 | 県道改良事業負担金 | | | 市内にある県道の整備はまだ十分ではなく、交通渋滞の解消や歩行者の安全確保、運転環境の向上等、安全に対する課題がある。 市は、山口県が行う県道改良事業に係る事業費の一部を負担する。 | R1以前～R9以降 | 12,100 | 土木課 |
| | (5) 港湾施設の整備 | 小野田港港湾整備事業償還金等 | | | 小野田港埠頭用地造成事業に係る県償還費の一部を負担する。県は、収入に見合う事業を継続して実施する。 港の利用に係る各協会に加入し連携を図る。 | R1以前～R9以降 | 15,679 | 土木課 |
| | | 港湾整備事業負担金 | | | 小野田港は重要港湾に指定されており、地域経済発展のため、県と連携して港湾施設の整備を促進する。 小野田港の利用促進のため、老朽化した施設の改修をするとともに泊地・航路の浚渫を実施する。 市は、それに係る事業費の一部を負担する。 | R1以前～R9以降 | 30,000 | 土木課 |
| | | 小野田港野積場改修事業 | | | 小野田港港湾施設のうち市が管理する区域(野積場、取付道路、排水施設)の施設が老朽化しているため、施設利用者からの要望に基づき年次的に補修工事を行う。 | R1以前～R5 | 1,000 | 土木課 |
| 基本施策20 適正な土地利用の推進 | (1) 適正な土地利用の推進 | 用地対策事業 | | | 土地収用法に規定する用地補償事務であり、計画的な用地取得により公共事業の円滑な推進を図る。 | R1以前～R9以降 | 3 | 土木課 |
| | | 土地利用規制等対策事業 | | | 適正な土地利用を図ることを目的とした国土利用計画に基づく届出を受理し、山口県に進達する。また、遊休地の現況実地調査も行う。 | R1以前～R9以降 | 100 | 都市計画課 |
| | | 都市計画審議会運営事業 | | | 都市計画の決定や変更等の審議案件があった場合、都市計画法の規定に基づき、市都市計画審議会を開催する。 | R1以前～R9以降 | 112 | 都市計画課 |
| | | 都市計画基礎調査事業 | | | 都市計画法第6条第1項に基づき、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査を実施する。 | R4～R9以降 | 6,805 | 都市計画課 |
| | | 都市計画図更新事業 | | | 都市計画の変更、宅地開発の進展、公共施設の建替・新設等、地形や建物の大幅な変化に対応させるため、地形図(都市計画基本図)の更新を行い、都市計画の概要を示した総括図や地理情報システム(GIS)へ反映できるようにする。地形図は、道路や空き家、防災などの業務にも利用する。 | R4～R9以降 | 5,999 | 都市計画課 |
| | | 地理情報システム管理事業 | | | 地理情報システム(GIS)に対し、データセンターへのシステム利用料の支払いやシステム保守を行う。また、住宅地図については、2年ごとに更新する。 | R1以前～R9以降 | 7,195 | 都市計画課 |
| | | ドローン活用事業 | | | ドローンを使用し、公共施設、都市公園、文化財や祭りなどのイベント状況などを撮影し、ホームページや観光パンフレット等に掲載して市のPRを行う。 | R1以前～R9以降 | 150 | 都市計画課 |
| | | 建築指導事業 | | | 限定特定行政庁として取り扱う建築物について、その計画が建築基準法や関係法令に適合しているか審査事務を行う。また、完了した建築物について、現場検査業務を行う。 | R1以前～R9以降 | 831 | 都市計画課 |
| | | 開発指導事業 | | | 都市計画法の規定に基づく開発行為許可申請、市条例の規定に基づく土地開発届について、開発基準等の適合審査を行い、許可や承認を行う。 | R1以前～R9以降 | ゼロ予算 | 都市計画課 |

| 基本 施策 | 基本 事業 | 事業名 | 重点施策 | 横断的 施策 | 事業概要 | 事業期間 | 令和4年度 事業費 (単位:千円) | 担当課 |
|----------|------------------------------|---------------------------|------|-----------|--|---------------|-------------------------|-------|
| | | 厚狭駅南部地区土地区画 整理事業利子補給事業 | | | 厚狭駅南部地区土地区画整理事業の事業費を捻出するために保留地を旧山陽町土地開発公社へ売却した。公社が購入するために借り入れた資金について、毎年、借り換えを行っているため、公社へ利子分に対する補填を行う。 | R1以前～ R9以降 | 701 | 都市計画課 |
| | (2) 市街地 の整備 | 山陽小野田市厚狭駅南部 地区定住奨励金事業 | | | 厚狭駅南部地区まちづくり基本計画に基づき、モデル地区において定住する意思をもって住宅を取得し居住した人に対し奨励金を交付する。 | R3～ R7 | 1,000 | 都市計画課 |
| | (3) 住居 表示 区域 の拡大 | 住居表示維持管理事業 | | | 住居表示台帳の修正(土地の分合筆、建物の加除)や街区表示板の取付状況について調査・点検を行い、適切な維持管理を行う。 住居表示実施区域内の建物等の新築届出により住居番号を付番し、通知書を発行する。また、住居表示変更証明書の発行も行う。 | R1以前～ R9以降 | 575 | 都市計画課 |